

いじめ防止委員会運営規定

1 目的

この規定は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、学校総体としていじめを防止することを目的とする。

2 委員会の構成

いじめ防止委員会の構成員は、校長が指名した次の者をもって構成する。

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事

3 委員会の開催

いじめ防止委員会は、毎月1回定期的に開催する。

4 協議内容

- (1) 児童のいじめの未然防止に係る取組
- (2) 児童のいじめの早期発見に係る取組
- (3) 児童のいじめの解消に係る取組
- (4) 児童のいじめの再発防止に係る取組
- (5) その他目的を達成するための取組

5 その他

この規定に定めるもののほか、委員会運営などの必要事項は、校長が定める。